

社会福祉法人下京ひかり保育園・児童館 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人下京ひかり保育園・児童館（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他その名称のいかんを問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費)等の実費を支給するものをいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 理事長を含む役員に対しては、理事会出席等必要な都度、定額を支払う。
- 4 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 役員報酬については、各年度の役員への支給総額が500,000円を超えない範囲で、別表1に定めた定額とする。

- 2 評議員の報酬は、定款第8条に定める金額の範囲内において、別表第2に定めた額とする。

(費用)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

別表第1（第4条関係）

理事長	会議出席の都度	10,000 円（源泉所得税控除後）
その他の役員(顧問を含む。)	会議出席の都度	5,000 円（源泉所得税控除後）

別表第2（第4条関係）

評議員の報酬	会議出席の都度	5,000 円（源泉所得税控除後）
--------	---------	-------------------

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

この規程は、令和3年6月24日から施行する。